（明治四十一年十二月十三日第三種郵便物認可）（日刊）日曜日及祭日の翌日休刊 明治四十二年十月廿三日（土曜日） 第二百四十六號（一）

京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐべからず

寄書

●金剛山行（五）

鈴木生

彼の男と三人になつた我等がとある番小屋の前に出たすると突然日本語で此の邊をうろつく事は止めにしたがいゝぜ危ないからとは番小屋で見張をして居た日本人巡査が我等を見て發した最初の言葉であつた聞けば此間此附近で二人の日本人が殺されたとの事うろつく事は止めにしたがいゝぜ危ないからと巡査は繰り返すのであつたけれども我等はこれしきの事で折角の旅行を中止する事は出來ぬ我等は決して此邊をうろつくのではない目的地まではズツと通り拔けである此間出たからとて今日も亦出ると云ふ道理はあるまいと少しくこねると巡査は苦笑ひをしながら然し今日は金化までの道中は安全だから行き給ね金化からは明後日郵便護衛が立つからそれについて行くようにしたまへ此處から四里ほど行くと芝浦と云ふ所に出る此處から金化まではまだ十里餘りもあるから今日中に金化までは難かしからうが然し急いで行き給へ今日は安全だからと巡査に保證をして貰つて實の所は少しく安心して道を急いだ小山を一つ越ねると又元の大川に出る今度は此所を渡らねばならぬ水の深さは深い所で三尺位瀨が中々に早い橋はないが飛び石が二尺に一つ位宛は据ゑてあるので我等此飛び石を傳つて渡るのである中程へ來るとそれから向ふは石と石との距離が二間程もあるのでとても石の上を飛び傳いでは行けるものではない川の幅は一町半程もある我等少しく行惱むだすると出中はすぐ水の中へ下り立つたうして我を負ふて渡そうと云ふ瀨が强いから危からうとは思つたがやかましく云ふものだから其意に應じて負ふて渡して貰ふ事にした。丁度其時向ふの岸から一人の韓人の男子が草鞋を脫ゐでジヤブ〳〵と此方へ渡つて來るのがある彼の男はこれを見てヨボ〳〵と大聲で呼ぶ負ふて川を渡して呉れいと云ふのだ川底の小石を踏みすべりて幾度かヨロ〳〵としながら我等は川を渡つた彼の男も渡つた負ふて呉れた韓人にはコーマプツの一言を殘したゝけであるさて路は此川の左岸を長々と傳つて遂に大きな山の中に入つてしまふ丁度此邊に一つの小さな村があつたので腹の空ゐて居た我等は晝食を此所で食ふて行くことにした一人前五錢宛で鱈腹食つた飯は今度の旅行中で最うまかつた飯であつた腹が減て居たせいでもあつたらうけれども今でも其味は忘られぬのである此飯屋の主人は半白の老人で愛想がよくて色々な事を話す此邊に鷄が一羽も居ないのはどう云譯だと聞くと戰爭時代に京元街道を通つた日本の兵隊さんがみんなとつて行つたのだと云ふ是れで今では種が盡きて毎日時を知ることさへ出來ぬようになりましたさの事であつた水の様に冷たい水を大鉢に一バイ一呼吸にグツト飲み干して我等は此所を出た道で郵便護衛に出遇つた先に巡査にれかされて居るものだから一寸此邊の樣子を聞いて見た別に不安の事はないとの事であつた然し注意が肝要だと云ひすてゝ行つた路は山の奥へ〳〵と入つて行く其中に雨がポツ〳〵降つて來た初めはポツ〳〵であつたが遂にザアと大雨になつた仕方がないから家のある所まで十町許りの間を走つてとある百姓家の軒下で暫しが間雨宿りを定めた然し中々に雨は止まぬうらめしさうに雨雲の行衞を見て居るが端の方がとぎれる事もあるけれどもすぐ又横合ひから補充してしまふのである我等は日の暮れる時分まで此處で休んで居たが何時まで待つても果てしがないので少し小降りになつたのを幸ひ出掛ける事にした芝浦まで二里と云ふ所で雨は止んだが日はとう〳〵暮れてしまつた薄闇の野道をこれから我等は行くのである暴徒の出るのは日沒後に殊に多いと聞いて居たのだから早く村まで着きたいものだと全速力で進んだ雨後の道は粘土をこねた樣で其歩み難い事は非常である一里と標木に書いてあるのを辛うじて讀み得た頃は道行く人は絕ゑて闇の中に我等の驅歩に近き足の音が響くのみであつた

秋の句を募る（締切本月限）

▲難かしい規定なし▼

今や秋愈々深くして夜愈々長し、最も詩想を練るに適す、此の季に於て我社は京城吟社の名を以て廣く江湖俳士の玉詠を募る、俳士諸賢希くは奮つて投寄せられんことを、而して選句は之れを當代俳壇の巨匠

角田竹冷宗匠

に懇囑して其の快諾を得たり、敢て句數に制限を設けず多々更に益々多きを歡迎す、入選の句は順次本紙上に發表し以て京城俳壇の寂寞を破らんことを期待す（宛名、京城新報社内京城吟社）

秋の句を募る（締切本月限）

▲懸賞募集にあらず▼

●韓國棉花の豊穰

本年の棉花は播種以來天候順良にして格別なる風雨の被害なかりしのみならず棉花協會の指導にかゝる改良耕作地に於ては施肥も十分に行き届きしため昨今の處韓人の自由作なる韓國在來棉と共に先づ申分なき出來榮なり昨年度に於ける米國種アプランド作付段別は約二百町歩産額十七万斤（全部日本に輸入す）在來棉の輸入繰棉五十萬斤弱なりしが本年アプランド作附は四百五十町歩に增加せし上空前の豊作なる爲今後暴風の被害だになからんには先づ收穫は四十五六萬斤に達すべく而して在來棉の收穫豫想も殆ど倍額と打算せられつゝありと云



第十五席

伯山改 神田松鯉口演

是れより爲朝の威名大に揚り、九州の豪族たる阿曾の婿でもあり、武勇にかけては天下に比なき方でありますから、四隣の武士等皆爲朝に服し其の下風に立つに至つた、之れを聞いた權中納言經遠は大いに驚いて、直ちに使者を遣はし、太刀一振、馬一匹、絹數卷を贈つて、御祝詞を申上げた、又豊前豊後、筑前、筑後、肥前に散在する豪傑等も禮物を遣はし音信を通じ皆臣下の禮を執つた此時八丁礫紀平治も、此噂を聞いて大いに悦び豊後國より妻八代と野風とを引連れて參りましたので、爲朝は大いに悦び給ひて厚く之れを扶持されました、爲朝の勇武にして弓勢の强きことは今更ら申すまでもなく之れに加ふるに八丁礫紀平治あり八丁以内なら如何なるものと雖も礫を投げて打殺さゞることはなく、百發百中の手練は實に素晴らしいものだ、尚又阿曾家の家來にて手取の與次と云へるものがある、此男組打の名人にして一度大手を擴げてムンズと計りに組む時は萬夫不當、其上又彼の野風と呼べる猿は頗る猛勇無双にして爲朝の夜襲でもされる時は、敵の夜巡の兵士を食殺し、又密かに敵の陣中へ潜入つて其動靜を探るなど夫れは〳〵敏捷に働きます、故に御曹司爲朝は八丁礫紀平治と手取の與次とを左右に從へ野風を案内者として百か二百の軍兵を率して向はるゝ時は、如何なる大敵と雖も忽ちに打破れざることなく、左れば人々皆驚き恐れざるはなく、又爲朝に於かれては夜襲が御得意でありまして、いつも夜襲を以て奇功を奏します、今は誰一人として爲朝に從はぬものなく、二十餘度の戰に、いつも敗を取られたることがありません此時九州にて豪族と言はれしものは、豊前に城井あり、豊後に筑紫の一族あり、筑前に澁川、筑後に城戸、肥前に千葉、長松、肥後に菊池、原田、日向に伊東、肥後に肝屬など何れも爲朝に從ひましたが、其内に菊地原田の一族變心して數千の兵を率ひ寄來ると云注進爲朝之を聞いて「小賢しき彼等が振舞かな、其儀ならば目に物見て呉れん、兵法にも先んずれは人を制し、後るれば人に制せらるゝと云へり、兵は神速を尊ぶ、何でも早いが宜い」と僅かに二三百の兵を率ゐて彼の城に押寄せ、爲朝は唯一發に原田の弟原田維門を射殺し、城の櫓をば微塵に打碎きたるゆゑに敵驚き恐れて直ちに降服致しました、僅に一年の間に九箇國を併呑し九州を一統して筑前國太宰府に居城を搆へ自から九州の總追捕使と稱し、賞罰の權を握り、租税を薄くして、寛仁大度の政事を施しましたので國民皆悦んで之れを尊び、鎭西八郎殿と稱して心から尊敬いたしました、スルと此事がいつか朝廷に聞ゑた、所が爲朝と仲の惡い例の中納言入道信西は爲朝を惡くんで居りますので何時か一度は爲朝を殺さうとした、けれども爲朝の勢ひ强くして仲々手を下し方がない、然るに或一日香椎宮の神官が京都へ上つて來て信西の家に尋ねて來た

新「是れは〳〵久振の御上京、何か九州に珍談がござるかな、都は幸ひ靜謐にして、拙者折々新院の御所へ韓非子の講義に參つて居る」香椎宮の神主は名を万藤と云ひます

万「イヤ久々にて御面會をいたし、何時も御壯健にて結構でござる、近頃は九州に判官爲義殿の御子息爲朝と云へるもの來たつて大層の勢ひイヤモウ九州の主と云つても宜い位」

信「オヽ爲朝のことである、朝廷の御許しも蒙らず勝手氣儘に九州を征伐なし、自ら總追捕使と稱し居る由、不埒千万の奴であるわい、何れ朝庭より彼の父爲義に向つて御咎めある筈じや」

万「それに近頃承はるに其の爲朝が珍らしき鶴をば得ました由足に黄金の牌を下げ居りますので段々取調べますと、彼の祖曾父義家が放ちしものゝ由、珍らしき鶴にて候が其鶴を放ちて猿を討取りて云々」と神官は何氣なく話しました、信西聞いて手を打つて喜び、心中に爲朝を讒言するの機會が出來た、と翌日早速鳥羽の成菩院の御所へ參つて鳥羽上皇に拜謁を願ひました









京城新報

司法權分離後の理事廳

曾て余輩は理事廳を以て韓國の行政事務を兼務せしむべきを陳べたりき、然るに愈々十一月一日より理事廳裁判は廢止さるゝに至る、此機會に於て理事廳の行政事務を擴充するは最も適宜の所置たるを信ず、裁判廢止後の理事廳が取扱ふ所の事務は行政のみなるを以て、理事廳の事務は縮少せしむるに至るべきか、余輩の見る所を以てすれば決して縮少せしむることなく、此機會を利用して理事廳をして本然の務を發揮せしむるに至らしめざる可らず、何人も知るが如く日韓の關係は、佛國とチュニスの關係に於けるが如し、チュニスに於ける佛國の理事官は乃ち所謂州知事たる也、余輩は曾て韓國に於ても我が理事廳を道廳となし、理事官を觀察使となさんと主張したり、未だ其事の實現を見るの機に至らずと雖も、早晩行政組織上斯くならざる可らざる者也。

余輩は先づ當面の問題として、今回の理事廳裁判廢止を機として其力を行政上に擴張するの必要を思ふ、卽ち理事廳の在る所の郡廳及府廳を廢して、其行政事務を理事廳に取扱はしむる事也、觀察使府尹を廢して理事官に其事務を兼務せしむれば、政費を省く上に於て、事務を敏活にする點に於て著しき好果あらむ、現在の如く觀察廳、府廳、理事廳と三者並立するは、其行政施行上に繁雜を招き行政組織の統一を缺く、其一例は府廳事務の施行に就て現在の組織が甚だ不良なることを遺憾なく證明せられた、亦た土地家屋の賣買質入等の證明若しくは登記の紛亂なる爲に、人民の苦情百出せるは蔽ふ可らざる事實也、之等は唯夫れ一例のみ、其他行政組織の統一を缺ける爲に起る所の弊害多々ある也。

余輩は宜しくチュニスに於けるが如く、總て觀察廳を廢して我が理事廳を以て行政機關となさんことを希望す、然れども今日は之を實行するの時機に非ずとせば先づ當面如上の事を實行して其成蹟を見るも可なりとす、必ずや其効果の良好なるべきことは疑ふ可らざる也、當局者は疾くに此を研究し居らるゝ事なりと信ず、當局者にして既に之が研究をなし居らるゝとすれば此見易き事を躊躇する筈なし、況や現時理事廳存在の地を限て之を斷行するに於てをや、裁判事務の廢止により餘れる力を行政事務に擴充するは眞に機宜の處置たる也、當局者何ぞ之を斷行するに躊躇するか、余輩は敢て其斷行を促すもの也。

東京電報

▲陸軍淘汰の方針　既電陸軍大異動は來月四五日發表の筈なるが陸軍にては戰役軍備充實の結果今尙は將校不足なるを以て定年滿期者と雖も已むを得ざる者の外淘汰せざる方針なりと(廿一日)

▲電氣規則の改正　近時電氣に關する事故頻出するは當局者の怠慢なるを以て一層取締を嚴にし且同規則の不備なる點を近々改正すべしと(同上)

▲豫算編成法改正　前期議會に於て豫算編成法改正に就き注文ありたるを以て今回大に其項目等を簡約にし繁雜を避くることゝしたり(同上)

▲韓鐵所管問題決定　韓國鐵道は鐵道院の所管とし特別會計の下に相當の補助金を交付し現業從事員は內地と融通せしめ更に韓國に一管理局を設置するに決定したり(二十二日)

▲藏相は阪谷男爵　桂首相は公債政策及戰後經營事業一段落と共に藏相の兼任を辭し後任には實業家との連絡を保つ爲め阪谷男を起たしむべく決定し多分議會前に任命せらるべし(同上)

▲取引法の改正說　政府は取引所法改正案を今期議會に提出せんとす其主要點は監督官廳の權限を擴大し命令を以て證據金の增減を爲し重役不都合ある時は一時農商務當局之を代執行し取引所の專橫を抑制すると同時に仲買人の德義心を發揮せしむるに在り(同上)

▲兩鐵道の總豫算　湖南京元兩線の敷設費は三千七百萬圓に決し來年度は三百萬圓を支出し內百五十万圓は京義線改修費なり(同上)

▲伊公と接待委員　廿六日哈爾賓にて伊公と露藏相と會見に付き露政府は接待委員五名を同地に派したるが我外務省よりも高等官一名を本日派遣せり

▲視學官視察要項　文部省は學校教育の內容を改善せん爲め視學要項を定め指示したり其事項左の如し(同上)
一、學校施設狀況二、建築三、衛生四、教授訓育狀況五、職員に關する件

▲大藏省行政整理　大藏省は高等官一割判任官二割の減員を斷行し同時に支部局廢合を行ひ來月早々發表の旨櫻井主計局長は語る(同上)

▲滿鐵第三期總會　南滿鐵道株式會社第三期總會は十二月十一日東京商業會議所に於て開く筈(同上)

▲志願兵廢止の議　政府は學制改正案と共に徵兵令を改正し志願兵制度を廢せんとの議あり然れども右は徒に豫備士官を增加し軍費多額に上る可ければ通過困難なるべし(同上)

北京電報

▲清國海軍の勢力　海軍部の調査に依れば戰闘に耐ゆる戰闘艦北洋所屬六隻南洋四隻福建省四隻廣東省一隻なりと(二十一日夜着)

▲伊公顧問說の出所　伊藤公を出迎ふべき曹汝霖は北京を發したるが伊公果して之に應ぜば兩三日滯在し其間憲法調査の功勞により敘勳の沙汰あるべく顧問說は此邊より生じたる者ならん(同)

▲キ將軍の北京發　キチナ將軍は昨日北京を出發し滿洲に向ひたるが見送り盛んなりき(二十二日着)

大連電報

▲東淸鐵道と伊公　同鐵道は伊藤公の爲に特別列車を準備し工廠局長ダニール氏は長春迄出迎ふべし(廿一日)

浦鹽電報

▲露鐵道の賣却說　露政府は國內の鐵道を外國に賣渡すべしとの風說當地にて盛んに行はる(二十一日夜着)

桑港電報

▲參列の日本艦隊　ポートラ祭典參列艦中日英軍艦は最も異彩を放てり我將校水兵は到處に盛大なる歡迎を受けつゝあり(二十一日東京經由)

▲博覽會の入場者　シャートル博覽會は十六日閉鎖入場者三百七十萬人日本館最も盛況なりしと(廿二日着)

▲銀行の支拂停止　フレスノウ勸業銀行は支拂を停止するに至りたるが同行は日本人の取引關係多きを以て在留邦人は大恐慌を起せり(廿二日)

紐育電報

▲公使後任決定期　駐清米國公使後任は大統領タフト氏華盛頓に歸着したる後決定さるゝ筈なり(同上)

▲公使後任の選定　クレーン氏後任に就き最近の形勢にてはホンキントン、ウイルソン氏を立たしむべし氏は曾て東京に在り今回の北京駐劄は拒む事なかる可と想像せらる(廿一日東京經由)

伯林電報

▲露國の躍起軍備　露國は戰後軍團の增加を實行中なるが更に海軍に於ても本年度は一億二十八萬八千二百十圓の巨額を支出し明年度は四億餘萬の豫算を要求し製艦築港に全力を傾注し露國の軍備擴張は今や其極點に達せるものと推察せらる(二十二日東京經由)

▲スエズ租借延期　同運河會社の租借權及び同運河を埃及政府に還附する期限延期せられ會社は此代償として三百万磅及純利益の四分一を埃及政府に支拂ふことゝなれり(同上)

▲飛行試驗の成功　カンベルヒ伯は自製の飛行器に乘り一時間四十秒米突を飛行し尙はエッフェール塔を一週せり

●混置倉庫の新設

米穀の品種改良輸出獎勵及び米穀に對する金融の緩和を計る一策として度支部にては混置倉庫を新設する計畫にて過日開會の財務監督局長會議に附議したるが愈々新設する事に決定したり其方針左の如し

一、混置倉庫を設置し米、豆、麥の輸出及之に對する金融に便ならしむること
一、混置倉庫は第一着に開港場に之を設置するの方針にて先づ仁川より試驗的に着手すること
一、右經營者を漢城共同倉庫會社とし當分其所有倉庫を以て之に充つること
一、入庫米は一定の標準の下に檢査を執行し其品種等級を定むること
一、右標準は每年之を動かさざる事
一、檢查の標準及等級の種類に付ては仁川穀物組合と協議を遂ぐる事
一、右貯藏穀類の販賣及品種等級に付ては大連及大坂に於る穀物商と聯絡を保つ事
一、混置倉庫の發行する倉庫證券に付ては一枚證券主義を採ること
一、保管料は普通倉庫よりも之れを低廉にすること
一、經費に付ては政府は相當補助を與ふる事
一、業務規程は別に定む

因に新設期は穀物協會と協議纏まり次第に直に業務を開始すべしと

●伊公の用務一說

伊藤公の滿洲行に關しては世上種々の傳說をなすものあるが或筋より洩れ聞く所に依れば公の此行は主として年來の宿望たる滿洲見物にあるは固より疑ふべきにあらざれども時恰も極東視察の途にある露國藏相ココウツオフ氏と哈爾賓に於て會見せんとするの一事も確に其目的中の主たるものたるや掩ふべからざることにて會見の主要用件は彼の英米シンジケートの計畫に係る齊々哈爾、錦州間の鐵道問題及び東淸鐵道に關する或種問題の二事項にあるもの如し公が老軀を以て俄に寒冷の候に入りたる滿洲行を思立ちたるさへあるに外務省が急遽小池奉天領事を出張地より任地に引返らしめ或る事項の調査を命じたる川上哈爾賓領事の出張を差止めたる公が豫定を變更し二十六日を以て哈爾賓到着日と定めたるが如き又露相が駐淸公使コロストウエッツ氏を哈爾賓に招致したる俄に東淸鐵道の長官ホルワート氏に歸任を命じたるが如き皆是れ此間の消息を語りて餘りあるものなりと云へり

●伊藤公の顧問說

伊藤公今回の渡滿は其序を以て北京に立寄り同國政府の顧問として憲政施行準備に關する諮問に應ぜんとするに其主要目的の一なりとの說あり而して說者は曰く淸國政府と伊藤公との間に立ち斯く斡旋の勞を取りしは八月下旬に歸國したる淸國考察憲政大臣李家駒氏にして氏が斯く公の爲めに奔走せるは抑も理由あり曩に氏が憲政調査の使命を帶び國書を齎して來朝するや大命伊公に下りたるも當時公は韓國に在り直接監督の任に當る能はざるを以て伊東巳代治子に一任し公は間接責任者の位置に在りし斯くして成りたる憲政調査案は完璧に近きものにして深く北京政府を滿足せしめたる結果其衝に當りたる李氏の信任は遠く歐米派遣の同僚各考察憲政大臣を凌ぎ無上の光榮を負うて歸國するに至れるを以て氏は深く公を德とし李氏歸國前數日間は兩者の往來非常に頻繁となり公は當時渡淸するも差支なしとの意を漏らしたるに李氏は非常の盡力と奔走とを以て淸國政府の意嚮及び在淸外國使臣の動靜を探り玆に大体の見當つきたるを以て愈よ公を起し滿州視察を機として北京に立寄り淸國政府の諮問に應ぜしむべく仕組みたるものにて外國との關係上更に幾多の難關も出で來るべく旁た以て李氏今後の運動は中々の困難なるべし云々(万朝報)

●平北地方費豫算認可　平安北道の本年度地方費豫算一萬圓は認可されたるが該費用は土木勸業豫備費に充用すべく又京畿道本年度豫算一萬五千圓も同じく認可されたるが之れが費用は土木教育勸業豫備費に充用さるゝものなりしと云ふ

●仁川の統監歡迎計畫　仁川市民は曾禰統監着任以來未だ其の歡迎會を催ふすの機會に逢着せざりしが今回度支部所屬の警邏船を觀覽の爲め下仁せらるゝ豫定なれば其際盛大なる歡迎會を開く由

●中樞院顧問に任命說　今回掛冠したる前學部大臣李載崐前度支部大臣任善準の兩氏は近々の內中樞院顧問に任命せられ年俸二千圓を受くべしと云ふ

●間島內部派遣員引揚　間島領事館開廳と同時に內部より派遣せる警視警部主事等は全部引揚ぐべしと云ふ

●勅令發布　十月二十一日付を以て左の如く勅令の發布ありたり
一、勅令第八十號　漢城府官制改正の件
一、勅令第八十一號　地方官官制中改正の件
一、勅令第八十二號　地方官官等俸給令中改正の件
一、勅令第八十三號　道府郡主事任用に關する件中改正の件

●韓銀各局と局長

韓銀の分課は庶務、營業、國庫、出納の四局を置くことは決定せるも其他は未定の由なるが國庫局長には三島太郎氏任命のことに確定し營業は多分木村雄次氏なるべしと

●輸出韓牛の分布狀勢　韓國輸出貿易上豆金に次げる重要物產として其額年々增加の傾向ある韓國生牛の日本に於ける分布狀勢を聞くに九州に在ては長崎、福岡、大分の三縣、四國に在ては愛媛、香川、德島の三縣及中國以東に於ては山口、廣島、岡山、兵庫、大阪、和歌山、滋賀の各縣に及び近き將來に於て更に關東諸地方に其需要を喚起せんとし倍々前途の好望を期待し得べく其他に於ては浦港に向つて城津地方より若干の輸出ある由なりと

●鹿兒島縣畜產共進會　鹿兒島縣にては來る十一月十九日より廿二日に到る四日間第二回鹿兒島畜產共進會開催の由にて其筋へ通知し來れるを以て農商工部より韓國生牛を出品せんと目下詮議中なり尙は民間の希望者は適宜出品すべしと

●韓銀引繼と廢休執務　韓銀引繼は十一月二十一日より二十三日迄三日間に亘り之を終了する豫定なるが二十一日は日曜二十三日は新嘗祭にて休暇日なるに係らず年末に迫まり金融繁忙の際なれば廿二日一日を休むのみにて特に執務の筈

●韓銀總裁以下任命期　韓國銀行總裁以下理事、監事は本月二十九日任命と同時に發表せらるべしといへり

●一銀と財產引繼

第一銀行より韓國銀行へ引繼ぐべき財產の整理は大略終了し左の方針に依り手續を完了すべしと
一、引繼の期日は十一月廿一日(日曜日)廿二日、廿三日(新嘗祭)と定む(特に休日を撰び)
一、釜山を除き本支店出張所共同日に引繼ぎを爲すこと
一、引繼の際は財務局長、理財局高等官、監督局事務官立會する事
一、引繼後は成べく速に引繼きなし不動產の登記手續を爲すこと

●二部學士の開催　法文學士以外の各科學士に依りて組織せられ居る二部學士會は今回眞野、平賀の兩博士及び奧學士の入京を機とし來る二十五日午后五時半より淸華亭に於て同會を開催する由會費は五圓當日持參し出席の有無は二十四日正午迄に龍山鐵道官舍遠藤吉氏へ申込むべしと

●統監夫人の退京　曾禰統監夫人照子は既報の如く昨二十二日午前九時南大門發の京釜列車にて歸東の途に就きたるが昌德、德壽、兩宮よりは特に女官を南大門驛に差遣はし又石塚長官以下文武官及び其夫人韓國側大官等の見送り頗る盛んなりき

●平賀博士の巡視　農商工部顧問平賀博士は今回入京し一昨二十一日は各工業傳習所を視察し職員生徒一同に對して有益なる指導訓諭あり又昨日は統監及び石塚長官並に木內次官を訪問せられたりと云ふ

●兩判事の新任地　警務局警部より判事に任用されたる鎌田三郎氏は全州區裁判所判事に警視廳警部同上福田豐喜氏は春川區裁判所判事に任命され不日任地へ向ふ

●岡內部次官招宴　內部次官岡喜七郎氏は來る廿五日午後六時自邸に於て倉富法部次官渡邊大審院長同國分檢事總長城控訴院長等約十四名を招き晩餐を催す筈なりと

●精米購買の增額　陸軍倉庫が十一月一日に購買入札に附すべき釜山海岸納精米石數六百石なりしを千五百石に增額したりと

●三宅事務官視察　農商工部事務官三宅貞太郎氏は度量衡施行準備視察の爲近日慶尙北道及慶尙南道馬山釜山東萊方面へ出張の由

●仁川木曜會例會　仁川木曜會は一昨夜七時例會を開き仁川俱樂部合併の件協議

●宗祖聖人報恩講　來る二十三日迄夜より廿八日々中迄南山本願寺別院に於て執行

●能勢理事官入京　大邱理事官能勢辰五郎氏は二十一日入京天眞樓に投宿したり

公人私人

▲平田司郎(判事)廿日入京佐藤旅館へ投宿
▲武藤哲(釜山警察署看守長)同東海旅館投宿
▲天野喜之助(群山理事官)廿日任地へ出發
▲阪上貞信(群山民長)廿日群山へ向け歸任
▲三好與七(太田新聞社長)廿日入京不知火
▲中村光吉(平壤一銀支店長)同平壤へ歸任
▲木原方吉(佐賀縣水產技師)同平壤へ出發

近事片々

▲度支學部兩大臣の交迭は可もなし不可もなし之が爲に現閣別に些の重量を增さず
▲新度相高永喜の人物は何人も知る所彼は飽迄善人也此人の進退政局に何等の影響…
▲新學相李容植に至ては素より一介の儒生耳其頭腦は敢て李載崐に優るとも覺へず
▲伊藤公の大連に於ける內外人共同歡迎會席上演說は例により雄辯頗る圓曲を極む
▲今回公の滿洲行は露國藏相との會見が其重なる目的是英米錦齊鐵道に對する爲
▲英米の企圖たる南滿鐵道併行線は我政府は寢耳に水たる感なきか中々迂濶出來ぬ
▲錦齊鐵道に對し露國は必ずキャフタより張家口に通ずる鐵道布設を要求し來らん
▲此處米英露獨の淸國に對する外交は實に面白からむ帝國の對淸外交亦振ふべき時
▲伊公の滿洲行が如何なる結果を見るか萎縮か膨脹か公の性情を思へば心細…
▲一說には伊公は歸途北京に入りて淸國の憲政施行顧問たるべしとの說もあ…
▲果して眞實ならば公に最も相應はしき役目淸國政府の總顧問として駐在せば倚…
▲伊公にして淸國政府の顧問たらば日淸の關係に親善を進むること幾倍是世の希…
▲米國の加州議會は排日の意味にて日本人調查費を可決す目的は更に角甚だ面…
▲若し果して日本人の眞相を調查し得ば彼等緩日排日の行動を愧づかしく感ずべ…
▲桂內閣員や政友會領袖連には株式に大分に利潤を得たり迚世の物議たらんと…
▲一方に於て杉山茂丸が東鐵株を買煽…
▲後藤逓相の東鐵に關する東京市への書は一の傀儡にて頗る怪むべき者と思は…
▲商人と官吏が餘りに接近するは常に伴ふ…居る兎角桂や後藤には斯る醜聞が常に…
▲秋田某と統監府員が結托して米穀買占…云々の說抔も寵商の出入頻繁より起らん
▲責任の位置に立てる官憲は平生の行…愼重ならざる可らず不謹愼醜聲の起る基…

東京電報

▲司法官俸給　大審院書記長[illegible]

●司法官の任命ご豫告　今回委任司法權の實施に就き從來韓國の司法官[illegible]就きては卽ち十月三十一日の午後十二時を限界とすることなるが地方にある者は其の[illegible]

●慶北の道路改修運動　[illegible]曩に內部より土木技師出張し慶尙北道金泉[illegible]と協議を爲し又韓人に向つても內々致援し以て其筋に運動必要ありとて同地と居留民[illegible]るゝと否とは多大の盛衰金泉にあるべきを[illegible]は在東京荒井次官よりの電報に依り土地調査に關する打合せの爲廿六日頃東上すべし

●天氣豫報(自廿二日午後六時至廿三日午後六時)　北西風晴れ

▲官海官職側 大審院書記長士居倪夫、宮城控訴院長池田敬の二氏は本日韓國政府に傳儲さる(廿二日)

法官たる者は來る三十一日午後十二時を以て其の身分を變更し十一月一日午前零時より日本官吏に任せらるゝこととなりたるにて任命を知らざるも効力あるものにして這は行政法上の理論より斯く解釋したるものにて其筋にては便宜上任命の件を豫告する筈

道は尙州間の道路踏査を爲すや金泉民會長は既に改修せらるゝものと信じ且つ尙州民會長と協議を凝し又韓人に向つても内々敷設し停車場に向け賦通せらるゝ事の請合を促し一面審山郡にも運動方法に付交渉すると

●雨夜の新市街

……起きて居る飲食店と傭屋…… 客の有たはタッタ二軒…… 行逢た人が僅かに六人……

十八日の夜、降しきる雨を冒して南大門驛に駆け着けた、十時五分仁川行の滊車に搭じて龍山驛に下車し、先づ明日の新聞を見んものと二等待合室に入つたが、京城新報のみで他の新聞は未だ來て無かつた、同停車場より龍山の統監府鐵道局の前へ來ると向ふから田代組の提灯を點けた傭が二三挺やつて來た、前に乗て居たのが洋服の日本人で後のが支那人だつた、本道路に出たら各家の軒燈が輝やいて居つて人の往來は更に無く、實に寂寞たるものだ、起て居る家は飲食店料理屋と傭屋の帳場ばかりだ、飲食店でも料理屋でも客のある樣は稀れである、三根組の人力車帳場では鳥屋が表に負龍を卸して將棊をさして居た

神隆亭は女どもが火鉢を取卷て舟漕の最中、其向ふの東京亭支店は行燈を引込ませてヒッソリしたもの、隣りの本店も客無しか、西洋料理の喜多川は例の如く、すしやの源長も三福も店頭のランプが淋しさうに瞬きしてるのみ、いつも賑やかな玉突の壽軒も戸を締めて仕舞ふた、硝子の障子で夜目の美しい旭理髪店も今夜は早寐だ、大吉樓も一新亭も猫の囀聲さへ聞へぬ、鶴屋の裏二階から三味線の音を漏らして居たが客が稽古か隣りの花家に珍らしく一人組の客があつてオイ山櫻を一とつ貫て來て呉れと女中に命じたら女中が敷島を持て來たらしい、客が敷島の大和心を人問はゞヤナンテ駄洒落て居た……と思ふ間も無く突然一發ブーと放つた、アー臭い〳〵と女中が騷ぐ、隨分下卑た客だ、ヤガテ立ちかけたが勘定をした樣子が無い、れ〳〵かたと御帳面だろう、れ歸りだ穿物と叫んだまでは能かつたが其客どもの下駄が逐轉して見へない、ゴタ〳〵した揚句其客ども尻ひんまくつて京町の方へ行た、ドコまでも下卑て居る、太陽組の提灯を點て空車を曳て來た車夫が龜屋の前のうどん屋に這入て、うどんのカケを二杯喰つた、松葉の二階には客があつて三味線を彈て騷いで居た、客の顏は見へぬが一人らしい、鳥打帽子と外套が壁に掛けてあつた其客のだろう、一人の客に女中總出の有樣だソレテ暇の事が知れる、その内にサノサ節が始まつた、黄ろい顏へた女の聲で『見やしやんせ床に插たるかきつばた ア……』と唄へばドーマ聲の客が『龍山の四方の景色はよけれども……』ナンテ唄つて居た、壮には笑月に酌婦どもが茶の間に白首を並べて居たが、歸路には一人も見へなかつた、其くせ座敷は眞ッ暗がり客の飮んでる樣子は無い、ハテナ怪しいぞ〳〵雨夜の龍山新市街は先づ斯んなもの、其寂しさと謂つたられ話しにならぬ、町の端から端を歩行くうち行逢ふた人は前記の外に新聞配達が一人、人力挽が一人、ヨボが二人合計四人だ、十一時三十五分の滊車で京城に歸つたが、サスガ京城だけあつて人の往き來もまだ〳〵盛んであつた(ぬれ烏投)

●人夫騷擾の後聞

▲猶は不穩の恐れあり 仁川に於ける勞働組合の軋轢紛擾は前號に報道せし如くなるが其後と雖も應具廳對日韓勞働組の葛藤は止むべくもあらず何時血の雨を降らさんとも計り知る能はざれば其筋にては鋭意警戒に怠りなかりし結果昨日午前中迄には何等の衝突をも見ず靜穩なるを得たるも海岸斗量場は今に殺氣滿々たるものあり日韓勞働組は肩部に赤印を附して應具廳人夫との區別を瞭にし共に穀類の陸揚げに從事し居りたれど元來頑迷不靈なる韓人夫の事なれば何時衝突を見るや豫測すべからざれば警官數名は現場に出張して警戒し居れり

▲應信廳側に說諭 尙は一昨日海岸に於て暴行を働きたる應信廳の什長四名は一應仁川署にて取調べの上昨日檢事局に廻したりと共れと同時に昨日午后應信廳總務鄭憲周以下各什長及び主腦者約六十餘名を仁川署に召喚し宮舘署長は以後不心得なき樣懇々說諭する處ありたり

▲宮舘署長の態度 宮舘署長の該紛擾に就て語る處に依れば警察官として飽迄之れが騷擾を防止すると共に危害を豫防するは責任とする處なれば極力其任に當らんも數多の勞働組合に對して協定の任に當るが如きは門違ひの事に屬すれば吾關せず焉の態度を執れり然れば取締上日毎各組合の出稼人夫數を警察署に報告せしむる事とし其都度面倒なれ共警官を派して騷擾を未發に防ぐの方針なれど既に應信廳の主腦者は當局者の意を體し居れば今後再び騷動を惹起するが如き事は萬々なかるべし

●駈落ち女郎の舞戻り

▲深き魂膽ありとの噂 仁川敷島遊廓朝日樓支店の抱娼妓小貞拍子が本年七月廿六日好きな男と隨德寺を極め込みたる由は當時の本紙に報せしが其後所在搜査中の處一昨夜飄然と同樓に歸り來り實は相濟みませぬとは思ひつゝも逐ひ餘義なき事情にて大阪まで駈落せしも良心の苛責に堪へずして再び歸來せし程に今迄の罪深き段は幾重にも御赦しをと樓主に嘆願し二度の勤めをする事となりたるが停車場附近での噂を聞けば右小貞は其情夫なる仁川建築所技手佐々木某と共に手に手を取りて再び逆戻りせしものなれば裏面に深き魂膽のある事なるべしと噂し合へり

●韓人ドロの御用 仁川附近の村落には先般來狐鼠泥跋扈し其の被害尠少ならざりければ其筋にては極力犯人を搜索中去る十八日仁川水踰洞にて怪しき韓人を取押へて本署に引致し嚴重に取調べの結果同人は黃海道金川生れの金明淳(三〇)と云へるものにして本年四月以來仁川界隈の諸所にて窃盜を働き其數九ヶ所に及び贓品は何れも日本人の質屋に入質したる由を自白せしかば直に檢事局に送りたりと

●四人組強盜逮捕 仁川署管内通津郡生れの金允相(三四)と云ふは共謀者三名と共に仁川署及び開城署管内に於て強盜を働く事六箇所に及び其の目的とする處は各寺院に闖入して貨物を掠取し之れを日本人に高價にて賣却するにあるか此程通津郡内羅里市場の酒店にて飮酒中民籍調査の爲め出張せし通津駐在所詰松村巡査の爲め逮捕せられ去る十八日仁川署に押送目下餘罪ある見込にて取調中なりと

●韓人相當の藝當 仁川に碇舶中の光濟號乘組船員金德贊(三八)は昨朝草木も眠る午前二時過ぎ新町一丁目の下宿屋牧野眞一方の表戸を叩き起し宿泊を迫りしが何分深夜の事なれば体よく謝絶したるに金は大に立腹しドエライ權幕にて裏口より土足の儘臺所に上り亂暴狼藉を働かんとせしより宮町派出所に急報し右金は警官のれ叱りを受けて悄々と引退がりたりとは韓人に相應した藝當なり

●毆打犯人の引致 目下住所不定の自稱荻田市太郎は一昨二十一日午后十時頃大貞洞道路に於て支那人某を押へて喧嘩を吹掛け剩へ平手を以て強か毆打し微傷を負せたる騷ぎに西部署東條巡査現場に出張して同人を本署に拘引せるが或は意外なる犯罪あるやも知れずとて引續き嚴重取調中

●僞造貨を行使 目下住所不詳の韓人車守奉なる者僞造貨行使犯人として一昨日西部署に逮捕せられたるが尙彼他に連累者多數ある見込にて嚴しく嗅問續行中

●白洲だより 佐賀縣平民當時龍山に居留の菓子行商人小淵吉次(十七)は窃盜罪により重禁錮六ヶ月に處せられ三ヶ年間刑の執行猶豫を△佐賀縣平民當時龍山居留菓子行商人川副伊兵衛(三〇)は窃盜罪に依り懲役三ヶ月に△長崎縣平民當時開城居留高柳廣藏(三〇)は墳墓發掘せし廉に依り懲役一ヶ月に一昨日何れも京城理事廳にて判決ありたり

●盜難頻々たり 龍山本町三丁目裏通り瀨戶屋裏長野直彥は前住所新町四丁目地にて一昨日荷車一臺を△旭町三丁目卅二番戶居留京城監獄看守小林巳四郎は去る九月卅日ゴム靴二足(價格九圓)を何れも盜難に罹りたる旨昨日南部署に屆出でたり

●一昨夜の新町 遊廓の色餓鬼は總計八十四人にて消費額四百四十五圓九十錢なり

●龍山の義太夫會 同地同好者の組織に係る壽美蘇連にては今二十三日午後六時より第一金水に於て各々自分免許の美聲を振り絞つて聽衆をアッと云はせんず細くない量見を起したるが今其の番組を記せば太十(曽登)合邦内(芳樂)忠臣講釋喜内住家(勝昇)中將姬雪責(來福)朝顏日記小家(貴峯)安達の三(龍鶴)先代萩御殿場(常子彌語)辨慶上使(貴石)壺坂澤市内(君子)卅三間平太郎住家(一柳)紙治內(錦)なるが何れも其の太かい所が評判〳〵

●歌舞伎座の蓋開

▲活動寫眞の新演劇 去る十八日迄大阪辨天座に開演中なりし東洋活動舘の活動寫眞は愈々今廿三日より旭町歌舞伎座に於て開演する筈なり寫眞の



彩色美人の出演者 秋月歌子

重なる者は既報の如く曾て東京本郷座で高田、喜多村、木下、藤澤、五味等に依つて演ぜられたる『松風村雨』及び水野好美の演せし『赤垣源藏』外に琵琶歌、幡隨院長兵衛うかれ胡弓杯あり辨士は聲色を以て有名なる土屋松濤、秋月歌子等にして松風村雨中北浦乙哉庭園の場にて木下の幸子が子役高田豆の須磨子との物語りの場杯は松濤の巧妙なる聲色に依つて思はず落淚を催さすと尙彼同舘の最も誇りとする電光作用彩色美人には頗る付き美人辨士秋月歌子嬢が出演すると云ふ兎に角今回の寫眞は從來曾つて見ざる好寫眞にして僅かに一顧の價値あり

●井門樓の菊花 壽町一丁目井門本店及び新町同支店にては過日來菊花數百種を取寄せ陳列中なりしが昨今漸く陳列を終り一般の觀覽に供し居れるが花は金華園其他宿地直なる花壇の華を撰りたるものにして頗る見るべきものあり尙ほ觀覽者には無料にて茶菓を供し、又好みに任かせ會の辨當何れも極く安値を以て調理に應ずべしと咲き亂れたる菊花の一枝を折るは許さいれども解語の花を手折るは蓋し易々たる可

演藝

▲壽座 藤井茂兵衛、伊東文夫の合同劇は新狂言撰定と衣裳鬘等仕入れの爲め或は豫定より一兩日延期するやも知れざるが舞臺開きの事なれば可成完全なるものを取揃ふる積なりと尙ほ狂言は二日替りとして重なる者は丸橋忠彌、ブエニスの商人、潮、白虎隊、通夜物語、堀部安兵衛高田の馬場、浪かしら、オセロ、土屋主税等にして重なる藤井の持役は丸橋忠彌、堀部安兵衛、シャイロック、潮の妙子、白虎隊の若、オセロの布良伯爵ざれ宮、土屋主税等にて、丸橋、堀部は共に藤井一流の大立廻りを見する由

▲歌舞伎座 同座活動寫眞劇今廿三日の藝題は『松風村雨』及び忠臣藏『赤垣源藏』と據りたる由なるが尙電光作用美術標本彩色の美人には秋月歌子の出演ありと云ふ

吉凶鏡

本町五丁目 三一舘判斷

十月廿三日舊九月十日 八白赤口丙辰やぶる△一白●衰運の日なり事大小となく控へ目にすべし旅行相談等効を遂げず△二黑●親しき間に衝突爭論起り易し貸借保證受印謝絶すべし△三碧●音信小旅若くは小鬪を避らすあり爭端負傷防ぐべし△四綠●陰悄なる日なり不得要領に終らん農業殖林には吉△五黃●官職若くは業務上に失錯起らんとす其外平凡△六白●增益の日なり收利快事あり旅行開業開店婚姻入學門辯好△七赤●契約金談等克く整ふ槪して盛運の日なり△八白●衰頽に向ふ創始改易の事凶酒色盜難遺失防ぐべし△九紫●昇進の日旅行相談取組事良く整ふ

右は槪括的判斷なり各人格別に付ては直接同舘の鑑定を請はる可し

北西風晴れ
廿一日(華氏) 最高溫度 六〇、六 最低溫度 三六、五

●新聞料 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵税一ヶ月金拾漆錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回五十錢▲廣告五號活字十九字詰一行金六十錢
發行兼編輯人 高木久馬太
印刷人 棚久神一郎
發行所 京城西署西小門通 京城新報社